

議案第35号

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務
協議会規約の一部変更に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定により、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を次のとおり変更することについて、豊中市、吹田市、池田市及び箕面市と協議する。

令和6年2月20日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の事務所の移転に伴い、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を変更することに関し、豊中市、吹田市、池田市及び箕面市と協議を行うにつき、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものである。

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務
協議会規約の一部を変更する規約（案）

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約（令和3年1月15日締結）の一部を次のように変更する。

第5条中「吹田市江坂町1丁目21番6号吹田市消防本部内」を「吹田市佐竹台1丁目6番3号吹田市総合防災センター内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。